

電子処方箋の導入は、 より安心な医療と業務効率化につながります！

電子処方箋は全国的に利用されています！

全国で**77,804**※の医療機関・薬局が電子処方箋に対応しています。

※2025年10月26日時点

2024年4月から2025年6月で電子処方箋の発行枚数は**10倍**に増加

医療安全 & 業務効率化

3,600万件の重複投薬、**5.1万件**の併用禁忌のアラートが発生※

※令和6年度実績



医師

広域搬送される患者の既往歴・服薬歴を迅速に把握し、緊急時の適切な治療判断が可能になった。



薬剤師

処方医から“重複を確認の上で処方済”のコメントを確認できたため、この点の疑義照会は不要だとわかり、調剤や服薬指導に時間をかけることができた。

導入後は、紙処方箋を発行・調剤した際の薬剤情報も蓄積されるため、
現在、全処方箋の約**8割**※の薬剤情報が登録されています！

※2025年9月推計値

電子処方箋でできるようになること

直近の患者情報を踏まえた処方・調剤や、重複投薬等チェックによって、より安心な医療を提供できるようになります。また、院内処方を行う医療機関も処方・調剤情報等を登録できるようになりました。

直近の患者情報を踏まえた診察・服薬指導

マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能**になり、より患者に寄り添った対応を行うことができます。

本人確認/同意

同意します。

1週間前に●●医療機関から▲▲のお薬が出ていましたが、その後、症状はどうですか？

患者
マイナンバー
カード

医師・
歯科医師
・薬剤師

患者

システム化により**医師と薬剤師のコミュニケーションを円滑に行える**ようになります。※1

医師と薬剤師のコミュニケーションが円滑になった！

薬剤師
薬局

医師・
歯科医師
病院・診療所

重複投薬・併用禁忌の抑制

医療機関・薬局を跨いだ情報共有により、**より実効性のある重複投薬や併用禁忌の防止**が可能になります。

本人確認/同意

マイナンバー
カード
資格確認書
患者

直近に処方・調剤された内容により**重複投薬等がないかチェックを実施**

A病院での処方情報
B歯科での処方情報
E薬局での調剤情報
F薬局での調剤情報

診察・服薬指導

※2
◇◇錠は、□月×日に
A病院で処方されています。

一昨日、別の症状で●●のお薬が出ているようなので、今日は●●のお薬は出さないでおきますね。

医師・歯科医師・薬剤師

患者

※1 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合のイメージ図となります。

※2 受付方法（マイナンバーカード/資格確認書）問わず、重複投薬等チェックの結果を確認できます。マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合だけでなく、顔認証付きカードリーダーで患者が不同意を選択した場合や、顔認証付きカードリーダーでの同意をとることができない保険証での受診時においても、診察室等で患者が口頭同意を行った場合は、処方・調剤するお薬が過去のお薬と重複投薬等にあたるかまで表示されます。

よくあるご質問



Q.電子処方箋システムの導入には、時間と手間がかかるのでは？

A.導入手順の詳細をわかりやすくまとめた、準備作業手引きもご用意しております。右の二次元コードよりご確認ください。また、システム事業者の訪問作業が不要なリモート導入なども広まっており、導入済み施設からは「想像していたよりも簡単だった」といったお声をいただいております。詳しくは、各医療機関・薬局のシステム事業者にお問い合わせください。



Q.電子処方箋を導入すると紙の処方箋は発行できなくなるのでは？

A.電子処方箋導入後も、処方箋の発行形態は従来の紙と電子の双方を任意で選択することが可能です。また、電子処方箋導入後は、電子処方箋管理サービスに処方・調剤情報を登録することで、紙の処方箋を発行、調剤した場合でも患者の薬剤情報が蓄積されます。これにより医療機関・薬局をまたいで重複投薬等チェックに活用いただくことができます。



Q.導入後、業務内容に大きな変化が生じるのでは？

A.すでに導入済みの施設からは、「特段の負荷をかけることなく従来の業務 ▼導入事例紹介フローの中に組み込むことができた」といったお声をいただいております。また、「電子処方箋の導入によりヒューマンエラーが少なくなった」、「作業の効率化に繋がっている」というような業務効率化に繋がった報告もごさいます。



電子処方箋導入・運用への補助

令和7年12月時点の情報です。

申請期限などの最新情報は、医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください！



(令和7年10月1日以降に電子処方箋を導入した医療機関・薬局の場合)

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン 薬局 注)	薬局
院外処方機能	200.7万円(上限) ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円(上限) ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円(上限) ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円(上限) ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円(上限) ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
院外処方機能 + 院内処方機能	247.7万円(上限) ※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助	169.6万円(上限) ※事業額の508.8万円を 上限に、その1/3を補助	35.9万円(上限) ※事業額の71.7万円を 上限に、その1/2を補助	15.1万円(上限) ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/4を補助	30.2万円(上限) ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/2を補助
新機能導入 (院内処方機能)	55.0万円(上限) ※事業額の165.0万円を 上限に、その1/3を補助	39.3万円(上限) ※事業額の117.9万円を 上限に、その1/3を補助	10.8万円(上限) ※事業額の21.5万円を 上限に、その1/2を補助	1.5万円(上限) ※事業額の6.0万円を 上限に、その1/4を補助	3.0万円(上限) ※事業額の6.0万円を 上限に、その1/2を補助

注) 「大型チェーン薬局」とは、グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいいます。

電子処方箋に関する不明点は、コールセンター等へお問い合わせください。

■ オンライン資格確認等コールセンター (通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

■ 医療機関等向け総合ポータルサイト

画面右下の「シカク君」が
ご質問にお答えします！▶



お問い合わせフォーム▶



▼電子処方箋について



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子処方箋

検索